

配置促進の趣旨

部活動指導員の配置により、部活動の適正化と教職員の働き方改革を促進する。

- 部活動の適正化：適切な練習時間や休養日の設定など、「運動部活動の在り方に関する方針」（県教委H30.7）を遵守する。
- 教職員の働き方改革：教員の部活動従事時間を減少する取組を推進する。

配置促進の背景

【月80時間以上の時間外勤務】
中学校教諭・・・約70%
高等学校教諭・・・約50%
(H29職員課)



【部活動に最も時間を割いた教員】
中学校教諭・・・43%
高等学校教諭・・・24%
(H29職員課)

【保健体育担当でなく、担当部活動の競技経験がない教員】
中学校教諭・・・49.9%
(H26日本スポーツ協会)

事業の概要

- ◎ 学校教育法施行規則を改正（H29.4.1施行）
→ 部活動指導員を制度化
- 各市町村に対し、部活動指導員に係る経費の一部を補助する。
→ 報酬（1時間1,600円） 交通費
※ 補助割合：国1/3 県1/3 市町村1/3
- 各市町村が、会計年度任用職員として任用する。

【部活動指導員の職務】

- 校内での部活動の指導 学校外での活動への引率（大会・練習試合等）
- 安全・障害防止に関する知識や技能の指導

【主な補助要件】

- 「運動部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
※ 市町村において指針を策定し、設置する全ての学校に遵守させる。
- 部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組や部活動数の適正化等を進めるために検討組織を立ち上げ計画を策定する。
- 市町村において、部活動指導員に対して研修を行う。

配置により期待される効果

- 顧問の部活動指導時間の短縮による負担軽減
- 競技経験や指導経験がない顧問の精神的負担の軽減
- 「運動部活動の在り方に関する方針」（H30:県教委作成）の遵守による部活動の適正化 ※生徒の負担軽減
- 教員の生徒に向き合う時間確保による学校教育の充実
- 生徒にとっての部活動環境の向上

配置の課題と対策

「人材確保」

- ① 任用要件の緩和
- ② 競技団体・大学との連携

「適正活用」

- ① 配置の趣旨等の周知徹底
- ② 「運動部活動の在り方に関する方針」の周知徹底